

Q 派遣先は、自社の 36 協定に基づいて派遣労働者に時間外労働を命じることができるか

A

派遣先が派遣労働者に時間外労働や休日労働をさせることができるのは、派遣元で締結・届出をした時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の範囲内に限られています。

派遣先がこの協定の範囲を超えて時間外労働を行わせている場合は、派遣元としては、派遣先に対して是正を求める必要があります。

なお、派遣先が協定で定めた内容に反して残業をさせていることを知りながら黙認していると、派遣先のみならず派遣元も労基法違反として処罰の対象となります。